

知ろう学ぼう人権

6月は就職差別撤廃月間です

「しないさせない就職差別」

働くのは私！

～私自身を見て下さい～

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。「あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。」お父さん(お母さん)がいないようですが、どうされたのですか。「尊敬する人物を教えてください。」

本人や家族の出身地や職業などが、面接を受ける人の就職に関係あるのでしょうか。面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながる恐れがあります。

採用選考では、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

- ・応募者の基本的な人権を尊重する。
- ・その人の資質や長所を見いだすために応募者のもつ適正や能力を基準とする。

また個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行っています。応募者の基本的な人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。

【就職差別110番事業】

○月間の期間に電話による相談を受け付けます。

期間 6月1日(土)～30日(日)

※土・日曜日除く

時間 9時30分～17時30分

☎06・6210・9518

○メールによる相談も受け付けています。

✉koseisaiyo@gbbox.pref.osaka.jp

問合せ先 大阪府商工労働部雇用推進室

☎06・6210・9518

問合せ 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

若い力と地域資源を活用した取り組み「林5・6丁目地区」

向こう三軒両隣！ 近助のチカラ



▲委員会メンバーの皆さん(下段左から)久保さん、松井さん、田島さん

林5・6丁目地区が運営している林町会館では、コロナ禍以前は、餅つき大会や芋煮会、JAZZコンサートなど地域のにぎわい・つながりづくりの催しが年間を通していくつも行われていました。

少しずつ様々な行動制限が緩和されている今、新たな音楽イベントが企画されているとのことで、地区長の松井さんと田島さん・久保さんをはじめ音楽イベント主催者の方々へお話を伺いました。

「コロナで地域のイベントのすべてが開催中止となり、協力してくれていた人たちの状況も大きく変わり、今でも再開できない催しが多い中、松井さんは、地

域の活気を絶やさないための新たな取り組みを模索されていました。その時、田島さんから会館を使って音楽イベントをしてもよいかとの提案があり、快く開催に賛成されました。このイベントは2年連続の開催となり、前回以上に盛り上げようと企画されています。



日時 6月30日(日) 11時～18時
場所 林町会館(林5-6-24)

また、林町会館は、地区長1人で管理しているのではなく、田島さんを含むあらゆる世代の複数人で管理されているとのこと。様々な世代の人たちが管理することで、人が集まって何かをしたいと思った時に、相談しやすい環境をつくられています。林町会館をみんなが集まる場として活用し、地域全体を盛り上げていくために、頑張っておられる林5・6丁目地区の皆さんに注目です！

問合せ 協働人権課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331